

第7 今後の課題

(1) 生産物分類全体の整備について

「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）及び「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）では、令和5年度（2023年度）までに財分野を含めた生産物分類全体を整備することとされている。

サービス分野の生産物分類（平成31年4月25日 総務省政策統括官（統計基準担当）決定）及び財分野の生産物分類（令和3年5月31日 生産物分類策定研究会決定）については、令和5年度（2023年度）までに改定を行うこととされている日本標準産業分類の改定内容や、それまでの期間に社会で生み出される新たな財やサービスの状況、さらにサービスについては令和3年経済センサスー活動調査で使用された実績も踏まえながら、必要に応じて内容の見直しを行い、令和5年度（2023年度）までに生産物分類全体の整備を行う必要がある。

(2) 生産物分類の改定の在り方について

生産物分類策定研究会の決定として取りまとめられた財分野の生産物分類が実際に使用されるのは、令和8年度（2026年度）に実施される経済センサスー活動調査からとなるが、その間に、AI等の技術革新により、生み出される生産物の状況も変化していくことが予想され、今回設定された分類項目が陳腐化することが懸念される。これについては上記1に記載のとおり、令和5年度（2023年度）までに行う生産物分類全体の整備までの間は、必要な見直しを行うこととするが、それ以降についても可能な限り生産物分類を迅速に改定できるような制度・体制づくりが必要であることから、生産物分類を令和5年度（2023年度）までに整備した後の改定方針についても継続して検討を行うこととする。

(3) 生産物分類と日本標準商品分類との関係の周知

日本標準商品分類（平成2年6月改定）は、不動産を除く商品（財）に特化した分類であり、また、6桁分類で13,757項目と極めて詳細な分類である。同分類は、数は少ないものの、現時点においても統計で利用されているという実態がある。また、統計以外でも同分類の利用が確認されており、一定程度のニーズがあるという実態を考慮すれば、研究会としては同分類を現時点で廃止するという事は考えにくいとの結論に至っている。

生産物分類は不動産を含む財とサービスの双方を対象とした分類であり、国民経済計算のための統計調査などでの使用を想定しているものであり、日本標準商品分類とはその内容や構成、使用目的が異なり、代替性もないものであるが、両分類が併存することで利用者が混乱することを避けるために、当省のホームページ（日本標準商品分類の掲載ページ）においては、生産物分類についての説明も掲載をすることとし、生産物分類のページへのリンクを張るなどして、その存在を周知していく必要がある。

(4) 「専ら公的機関のみが提供するサービス」に係る日本標準産業分類の改定を踏まえた見直しについて

第3-2-(7) S 公務、R サービス業（他に分類されないもの）のうち96 外国公務で前述したとおり、サービス分野の生産物分類において、公共機関でありながらS 公務以外の他の大分類の生産物として仮設定している、「専ら公的機関のみが提供するサービス」（図表3-1）については、当面、原案どおり設定することとするが、2021 年度以降の日本標準産業分類改定の検討状況を見ながら、必要に応じて見直しを行うこととされている。

日本標準産業分類では、公務の範囲について「本来の立法事務、司法事務及び行政事務を行う官公署」としており、「主に権力によらない業務を行う事業所は、一般の産業と同様にその行う業務により、それぞれの産業に分類される」としているが、生産物分類においても、日本標準産業分類と同様の考え方を採用すべきか否かについては、今後も検討を行う必要がある。

図表3-1

| 「サービス分野の生産物分類」における専ら公的機関のみが提供するサービス | | | | | |
|--|-----------------------------|--|--------|--------------------------------|---------|
| (凡例) | | | | | |
| 1 本表において、網掛けは統合分類を、それ以外は詳細分類を示す。 | | | | | |
| 2 「説明・内容例示」欄の○印は当該分類項目に含まれるものであり、×印は他の分類項目に含まれるものを示す。 | | | | | |
| 3 「JSIC小分類」欄は、本分類と日本標準産業分類（平成25年10月改定）との対応関係について、ある生産物（詳細分類）を産出する主たる産業（JSIC小分類（3桁））の整理を行ったものである。 | | | | | |
| サービス分野の生産物分類（2019年設定） | | | | 日本標準産業分類（平成25年10月改定） （JSIC） | |
| 暫定分類コード | 分類項目名 | 説明・内容例示 | 大分類コード | 大分類名 | JSIC小分類 |
| 48900300 | 9 水運施設管理サービス | | H | 運輸業、郵便業 | |
| 48900303 | 9C 航路標識（灯台）サービス | 航路標識（灯台）を運営し、船舶に利用させるサービス | H | 運輸業、郵便業 | 489 |
| 48900600 | 9 航空施設管理サービス | | H | 運輸業、郵便業 | |
| 48900603 | 9C 航空管制サービス | 航空管制を行うサービス | H | 運輸業、郵便業 | 489 |
| 84110300 | 9C 保健所サービス | | P | 医療、福祉 | |
| 84110303 | 9C 保健所サービス | 都道府県等に設置されている保健所が公衆衛生の向上・増進を図るため、各種の疾病の予防、健康管理、健康の増進、環境衛生の改善などを行うサービス | P | 医療、福祉 | 841 |
| 84900300 | 9C 検疫サービス | | P | 医療、福祉 | |
| 84900303 | 9C 検疫サービス（動物検疫・植物防疫サービスを除く） | 検疫所、検疫所支所及び検疫所出張所が提供するサービス | P | 医療、福祉 | 849 |
| 84900306 | 1C 動物検疫・植物防疫サービス | 動物検疫所、植物防疫所及び植物検疫事務所が提供するサービス | P | 医療、福祉 | 849 |
| 85110300 | 9C 社会保険管理運営サービス | | P | 医療、福祉 | |
| 85110303 | 9C 社会保険管理運営サービス | 公的医療保険、公的年金保険、公的介護保険、任意加入年金、雇用保険や労働者災害補償保険の運営を行うサービス。 社会診療報酬支払基金、都道府県国民健康保険連合会や国民健康保険中央会が行う診療報酬等の審査支払サービスは本分類に含まれる。 | P | 医療、福祉 | 851 |
| 85210300 | 9C 福祉事務所サービス | | P | 医療、福祉 | |
| 85210303 | 9C 福祉事務所サービス | 都道府県及び市町村（特別区を含む。）が設置している福祉事務所が提供するサービス | P | 医療、福祉 | 852 |
| 85399900 | 2 その他の児童福祉サービス | | P | 医療、福祉 | |
| 85399903 | 2C 児童相談所サービス | 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童相談所が提供するサービス | P | 医療、福祉 | 853 |
| 95900300 | 1C 家畜保健衛生所サービス | | R | サービス業（他に分類されないもの） | |
| 95900303 | 1C 家畜保健衛生所サービス | 家畜の伝染病予防に関する事務や家畜疾病の診断、飼養衛生管理の指導などの家畜保健衛生所が提供するサービス | R | サービス業（他に分類されないもの） | 959 |

(5) 財分野の生産物分類の設定等に伴うサービス分野の生産物分類の修正について

財分野の生産物分類について研究会で検討し、決定したことなどに伴い、サービス分野の生産物分類のいくつかの分類項目について、修正する必要があるが生じた。第32回研究会では、現時点において今後、修正することが明らかな点を図表3-2のとおり整理し、提示をしたところである。これらの修正点については、上記6-(1)の令和5年度(2023年度)までに行う生産物分類全体の整備の中で、修正反映を行うこととする。

